

公共プリント① (教 P98~102)第 1 章 日本国憲法の基本的性格 4 人権の広がり

※赤字は生徒の記述例

環境権

(教科書の内容を各自がまとめる)

知る権利 P99 の上部① と② を除く

(教科書の内容を各自がまとめる)

プライバシーの権利

(教科書の内容を各自がまとめる)

自己決定権 社会生活と人権

(教科書の内容を各自がまとめる)

公共の福祉 「人権の国際化」と P102 上部③ を除く

(教科書の内容を各自がまとめる)

2 年 組 番 氏名

コロナ期間の主な出来事

年、月	出来事	皆さんは
2020 1 月 3 月	国内で初めて感染者を確認 全国の小中高等学校等で臨時休業開始 東京開催のオリンピック・パラリンピックの延期を決定	中 1
2020 4 月 5 月 9 月	緊急事態宣言を発出 布製マスクの配布等についての決定 全ての都道府県で緊急事態宣言を解除 菅内閣が発足	中 2
2021 1 月 4 月 7 月 10 月	緊急事態宣言を発出 高齢者向けワクチン接種を開始 東京オリンピック 2020 が開幕 全ての都道府県で緊急事態宣言を解除 岸田内閣が発足	中 3
2023 5 月	感染症法上の位置付けが、「2 類相当」から「5 類感染症」に移行	高 1

ワーク 1 コロナ期間において、制限された基本的人権は？ (具体的に)

医療従事者に対する個人が SNS で誹謗中傷した
学校が休校になった など

ワーク 2 コロナ期間において、国会や内閣はどんなことをしたのだろうか？ (具体的に)

アベノマスクを配った
緊急事態宣言を出した など

ワーク 3 コロナ期間において、愛知県はどんなことをしたのだろうか？ (具体的に)

知事が県民にメッセージを出した など ※記述できない生徒が多かった

ワーク 4 ワーク 1～3 を踏まえて、あなたが思う日本の課題とは？

有事において、政府の対策が遅い
政府の対応が的を射ていない など

※記述できない生徒が多かった

公共プリント② 2年 組 番 氏名

ワーク 1 「公共プリント① ワーク 1」の中に、私人間の問題となっているものはありますか。

医療従事者に対して個人が SNS で誹謗中傷した
個人がコロナ感染者に対して差別した など

ワーク 2 以下の表にあるコロナ期間において政府などから出された措置によって、制限された人権は何だろうか。教科書 P89 の「日本国憲法の基本的人権」から選ぼう。

政府などから出された措置	制限された人権
旅行の自粛要請	居住移転の自由 幸福追求権 など
人が集まるイベントの開催制限の要請	集会の自由 経済活動の自由 など
小中高等学校等で臨時休業	教育を受ける権利 学問の自由 など

ワーク 3 ワーク 2 における措置を肯定する立場に立った場合、人権を制限した公共の福祉とは何だろうか。

生存権 コロナに感染しないこと など

ワーク 4 コロナ期間に起きた裁判について「公共性」「福祉性」「公共の福祉」を以下のように定義した場合、あなたの判決は？右の「関係法令等」を参考に根拠を挙げて答えよう。

事案の要旨

本件は、中華そば飲食店を経営する原告らが、被告に対し、徳島県知事が原告らの同意なく、新型コロナウイルス感染症の感染者の立ち寄り先として、原告「王王軒」が経営する飲食店の店名を公表したことは違法であり、これにより、原告らの名誉・信用・営業の自由・財産権が侵害されたと主張し、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、それぞれ 5 5 0 万円及びこれに対する不法行為（本件店名公表）の日である令和 2 年 7 月 3 1 日から支払済みまで民法所定の年 3 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原告：中華そば飲食店の経営者 被告：徳島県知事

「公共性」：一部の利益でなく、社会全般のことを考えた政策内容になっているか
「福祉性」：場当たりに制約を課すのではなく、支援策を考えているか、弱者への配慮をしているか
「公共の福祉」：政策の正当性を吟味する概念として、公共性と福祉性を考え、どうしても必要ならば権利の制限もやむを得ない。

徳島県の「店名公表」は、関係法令に則っている？ 【 則っている ・ 則っていない 】

<<根拠>>

関係法令等に、「場所の名称を公表する場合を含め、関係者の同意を必要とするものではない」と書かれているから。また、店名は個人情報ではないから。

徳島県の「店名公表」は、「公共の福祉」の観点から正当だった？ 【 正当 ・ 正当でない 】

<<根拠>>

公共性は正当だが、福祉性については、支援策を考えておらず正当ではない。よって、店名公表は「公共の福祉」の観点から正当でない。

関係法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

（以下「感染症法」という。令和 3 年法律第 5 号による改正前のもの）

（定義等）6 条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

（情報の公表）1 6 条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、第 1 2 条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない。

2 項 前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

厚生労働省健康局結核感染症課 令和 2 年 2 月 2 7 日事務連絡

「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」

1 公表の目的について感染症のまん延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするためには、感染症の発生状況等に関する情報を積極的に公表する必要がある。なお、当該情報の公表に当たっては、感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないように、個人情報の保護に留意しなければならない。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 令和 2 年 7 月 2 8 日事務連絡

「新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表について（補足）」

基本方針においては、感染者に接触した可能性のある者を把握できていない場合に、感染者と接触した可能性のある者を把握するため及び感染症をまん延させないための適切な行動等を個人がとれるようにするため、「不特定多数と接する場所の名称」、「他者に感染させうる行動・接触の有無」等を公表すること等をお示ししているところ、当該公表については次のとおりのお取り扱いであるので、ご了知いただけますようお願いいたします。

・ 当該公表は、場所の名称を公表する場合を含め、関係者の同意を必要とするものではないこと。なお、感染者等に対して不当な差別及び偏見が生じないように、個人情報の保護に留意する必要があること。

協働ワーク

2年 組 番 氏名

日本に関する以下の文が正しければ○、誤っていれば×と答えなさい。

- 1 環境権は、四大公害訴訟をきっかけに、生存権と幸福追求権を根拠として基本的人権の一つであると主張され、憲法にも明記された。
- 2 大阪空港公害訴訟の最高裁判決では、環境権と人格権を認め、損害賠償の支払いを国に命じた。国立マンション訴訟の最高裁判決では、良好な景観を享受する景観保護は法的保護に値するとされた。
- 3 表現の自由を根拠に、国や地方公共団体、民間企業に情報を公開させる権利として、知る権利が主張された。これを受けて、情報公開条例や情報公開法が制定された。
- 4 特定秘密保護法とは国と国民の安全確保を目的としており、特定秘密を漏らす行為や取得する行為を罰するものである。ただし、国民のプライバシーの権利を侵害するとの批判もある。
- 5 幸福追求権を根拠にするプライバシーの権利は、現在、「私生活上のことをみだりに公開されない」だけでなく「自己の情報をコントロールする」権利として捉える必要もある。
- 6 国や地方公共団体などの行政機関や民間事業者などに、個人情報の適正な取り扱いを義務付ける個人情報保護法が制定されている。
- 7 過去の判例においては、プライバシーの権利は認められており、この権利が侵害されたことを理由に小説の出版を差し止めたこともある。
- 8 通信傍受法では、「忘れられる権利」を認め、検索結果を公表する利益よりも、プライバシー保護の利益が優越する場合は、検索結果の削除を求めることができる。
- 9 基本的人権の保障は、もともと社会的権力や一般の人からの侵害を防ぐことを課題としていたが、国家権力からの侵害を防ぐというのが今日の私人間における人権保障の考え方である。
- 10 憲法は、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として保障しているが、国民は人権を濫用してはならず、常に公共の福祉のために利用しなければならないと定めている。

解答欄

1 ×	2 ×	3 ×	4 ×	5 ○
6 ○	7 ○	8 ×	9 ×	10 ○